

「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」 におけるフォローアップ

令和7年4月1日

(1) 日本での投資活動の拡大

施策	これまでの取組・課題	担当省庁
<p>①総合経済対策における重点施策の実効性担保、広報・周知</p> <p>投資誘致の前提となる、国内の経済成長のため、総合経済対策の実効性を担保。</p>	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○23年度及び24年度の経済対策について、合計7回のフォローアップを実施。施策を早期に実施。 ○在京大使館・機関34公館に対し、経済対策の内容及び進捗状況について、説明を実施(24年12月)。 <p><課題></p> <p>経済対策に限らず、日本の経済動向や対日直接投資の支援取組等の認知度を上げるため、在京大使館等と定期的な情報共有や意見交換を行うことが期待されている。</p>	<p>内閣府</p>
<p>②二次投資の拡大に向けた課題抽出</p> <p>既に日本に進出している海外企業の定着や二次投資に向け、「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」を開催し、課題の把握と対応策の検討を実施し、タスクフォースに報告。</p>	<p><取組></p> <p>「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」(※)等を通じ、課題を抽出。</p> <p>(※)24年度には、全国、近畿、中部、北海道、神戸、広島で開催。合計80以上の自治体・機関が参加。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国企業が日本進出後に我が国の新規取引先企業と知り合う機会が不足。 ○地方自治体独自の特色を活かした戦略的な広報が期待される。 	<p>経済産業省</p>
<p>③FDIタスクフォース設置5公館における対日直接投資誘致活動</p> <p>主要な在外公館等において、海外企業・投資家向けに日本の投資環境をPR。</p>	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ FDIタスクフォース設置拠点を5拠点から11拠点(※)に拡大。 (※)ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ及びシドニーに加え、ロサンゼルス、トロント、シンガポール、アムステルダム、ニューデリー及びドバイを新規追加。 ○ スタートアップ・金融分野を中心としたセミナー等の誘致活動を合計35件実施。万博を契機とした英国ビジネス団の訪日を実現(25年4月予定)。 ○ 対日直接投資誘致活動を支援するためのリーフレットを新規作成し、FDIタスクフォースを含む在外公館へ提供。また、関係省庁の協力を得て、誘致担当官向けの能力強化研修をオンラインで実施。 <p><課題></p> <p>FDIタスクフォース設置拠点が誘致活動を行うに当たり、その活動に必要な情報ツールを提供することが期待される。</p>	<p>内閣府 外務省 経済産業省</p>

(2) アジア等の高度人材の確保

施策	これまでの取組・課題	担当省庁
<p>①半導体を始めとした重要分野の人材確保等に関する海外との比較調査・取組</p> <p>人手不足が指摘される半導体等の重要分野に関し、産官学一体での人材育成・誘致の仕組み等、競合する海外の成功事例を調査し、地方自治体と連携して導入。</p>	<p><取組></p> <p>4地域(北海道、群馬県、広島県、神戸市)に関する調査を完了(25年3月)。競合しうる米国、台湾等(※)の産業拠点について比較調査を行い、4地域がそれぞれ取り組むべき対応策を提示。</p> <p>(※) 北海道:米国、台湾、ドイツ、 群馬県:タイ、ベトナム、米国、 広島県:台湾、 神戸市:韓国他</p> <p><課題></p> <p>○4地域における誘致に向けた取組の実施のサポート。</p> <p>○4地域以外の自治体ニーズへの対応。</p>	経済産業省
<p>②在留資格の在り方等に関するニーズ調査と具体的措置の検討</p> <p>東南アジアやインドのトップ大学等の優秀な若手人材の確保に向けた、在留資格等についてのニーズ調査や調査結果等を踏まえた具体的措置の検討。</p>	<p>在留する高度外国人等(1万人)や企業(1万社)に対し、現行の在留資格制度や在留支援制度等に関わるアンケート調査を実施(25年3月～5月目途)。</p>	法務省 文部科学省 経済産業省
<p>③世界的な研究者の呼び込み</p> <p>優秀な留学生を惹きつけるため、世界的な研究者を呼び込み、当該研究者の講義を受講可能とするとともに、世界トップレベル研究拠点の形成を支援。</p>	<p><取組></p> <p>WPI拠点(※1)に世界的な研究者を呼び込む(※2)ため、国内外の若手研究者6～700名程度を対象とした研究機関の選択等に係る調査を実施(24年11月)。WPI事業全体のプロモーションに係る課題等を整理(25年3月)</p> <p>(※1) WPI(World Premier International Research Center Initiative、世界トップレベル研究拠点プログラム)を通じて、大学等を中心に形成された拠点。現在、国内に18拠点。</p> <p>(※2) 30年度までに、各拠点で外国人研究者の割合を最低3割以上とすることを目指す。</p> <p><課題></p> <p>WPI拠点における外国人研究者割合(23年度末):37.4%。全18拠点のうち、3割以下の拠点は4拠点。それらを中心として、外国人研究者を更に拡大する必要。</p>	文部科学省
<p>東南アジアやインド等の優秀な留学生の受入拡大、就職支援</p> <p>東南アジアやインド等の留学生を対象とした奨学金の配分重点化や大学間連携・国内企業への就職支援。</p>	<p><取組></p> <p>○留学生のリクルート拠点の新設(インドネシア(24年9月)、マレーシア(同12月))や人員体制の充実(インド(同10月))を通じた現地拠点の誘致機能強化、奨学金の採用枠の拡充、単位の相互認定など質の保証を伴った大学間連携の促進等の取組を実施。</p> <p>(※) 外国人留学生の受入れ数(各年5月時点):19年 31.2万人→22年 23.1万人(コロナ発生後最低)→23年 27.9万人</p> <p>○留学生の国内定着を促進するため、大学が自治体や産業界と連携して行うインターンシップ、キャリア教育など、留学生の就職促進の取組を支援(3大学)。</p> <p><課題></p> <p>○インドからの留学生の受入れは限定的であるため、その基盤となる大学間交流の強化が必要。</p> <p>○留学生の更なる国内定着が期待される。</p>	文部科学省

(3) 国内企業と海外企業との協業促進

施策	これまでの取組・課題	担当省庁
<p>①国内企業と海外企業のマッチング支援、協業に向けた事例集の展開や対応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JETRO等と連携した、海外のスタートアップ・イベントへの出展支援やJ-Bridge等を通じた海外企業と国内企業とのマッチング支援。 ○ 「海外企業との協業事例集の周知・広報及び地域の金融機関や国内外の事業者等と連携した、協業の促進に向けた課題の抽出と対応策の検討。 	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○JETRO等によるピッチイベント等を合計104件開催。のべ約5,100人が参加し、24件(目標17件)の協業・連携案件の組成を実現(25年2月末時点)。 ○「外国企業と日本企業の協業連携事例集」を作成(24年4月)。その周知広報のため、セミナー等で発信(6回の目標に対し、合計11回実施済)。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業同士のマッチングに加え、地域エコシステム関係者(自治体、VC、インキュベータ、研究機関等)同士のマッチングも有益。 ○経営戦略上の選択肢の一つとして、外国企業との協業・連携や海外資本の活用について、その具体的な進め方や留意点を中心に、日本企業の理解を深めていくことが必要。 	<p>経済産業省 金融庁</p>
<p>②投資家によるVCファンドのパフォーマンス評価の国際標準への対応</p> <p>海外投資家が投資しやすい環境整備のための、投資家によるVCファンドのパフォーマンス評価における国際標準(時価ベースの公正価値評価)への対応。</p> <p>経営上重要視する指標の開示の推進</p> <p>海外投資家への業績指標に関する情報提供の拡充のための、経営上重要視する指標の開示の推進。</p>	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準委員会は、25年3月11日、企業が保有する組合等への出資持分(うち、組合等の構成資産に含まれる非上場株式)について、時価評価を可能とすること等を内容とする改正「金融商品会計に関する実務指針」を公表。 ○ 26年4月以降に開始する年度から適用(25年4月以降に開始する年度から早期適用可能)。 <p><課題></p> <p>企業に対する効果的な周知広報が必要。</p> <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁は、24年11月に、「記述情報の開示の好事例集2024」を公表し、テーマごとに都度更新。 ○ 25年2月開催の「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」において、経営上重要視する指標を開示している事例を提示。 ○ 25年3月には、経営上重要視する指標の開示事例を公表。 <p><課題></p> <p>企業に対する効果的な周知広報が必要。</p>	<p>金融庁</p>

(4) ビジネス環境・生活環境の整備

施策	これまでの取組・課題	担当省庁
<p>①法人設立手続きの英語化・ワンストップ化</p> <p>国家戦略特区において、英語対応やワンストップ化を通じた手続きの簡素化を検討。</p>	<p><取組></p> <p>○金融・資産運用特区実現パッケージ(24年6月4日)に基づき、「金融・資産運用特区」(北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市)において、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立時の健康保険等に係る届出(24年10月) <p>自治体が開設したワンストップセンターにおいて、自治体の通訳者のサポートの下、外国企業が英語で記載した書類を国の行政機関等が日本語に変換した上で受付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記・定款認証(25年2月) <p>自治体が開設したワンストップセンターにおいて、自治体の通訳者のサポートの下、法務省が提供する申請書等の作成支援ツール(英語での入力・選択により、日本語の申請書等を作成)を活用。</p> <p>○在留資格「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請における提出書類について、24年度内に一部の定型的な文書の日本語訳が不要である旨出入国在留管理庁HPで明確化。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「金融・資産運用特区」以外の自治体のニーズを踏まえた対象自治体の拡大。 ○対象自治体におけるサポート体制の整備に対する支援。 	<p>内閣府 金融庁 法務省 厚生労働省</p>
<p>②銀行口座開設手続きの迅速化・円滑化</p> <p>金融・資産運用特区におけるベストプラクティスの普及。</p>	<p><取組></p> <p>「金融・資産運用特区」(北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市)で自治体が開設したワンストップセンターにおいて、福岡市の口座開設申請を行う外国人に対する伴走支援の取組事例をもとに枠組みを構築し、運用を開始(25年3月)。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「金融・資産運用特区」以外の自治体のニーズを踏まえた対象自治体の拡大。 ○対象自治体におけるサポート体制の整備に対する支援。 	<p>金融庁</p>